

# 社会福祉法人 悠游 役員等の報酬に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人 悠游の役員、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (役員等の報酬)

**第2条** 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあたることのみによって支給しないものとする。

## (報酬額)

**第3条** 役員等の報酬の総額は、以下の表のとおりとする。

なお、業績等を勘案し、評議員会の承認を得て、増額又は減額および支給しないことがある。

- 報酬を毎月支給している役員等については、業績等を勘案し、賞与を支給することができる。支給額については、以下の表のとおりとし、評議員会の承認を得て、決定する。
- 役員等が業務又は出張等の任を就した場合には、別に定める費用弁済に関する規程により、その額を支給する。

役員名	月額	賞与（1回につき）
理事長	上限 500,000円	上限 500,000円
業務執行理事	上限 200,000円	上限 200,000円
理事	上限 100,000円	上限 100,000円
監事	上限 100,000円	上限 100,000円
評議員	上限 50,000円	上限 50,000円

注1 理事・監事・評議員等は、法人の業務を行った場合、その実務時間等を考慮し支給する。

注2 施設長等、職員として給与が支給されている理事は、対象としない。

## (支給の方法)

**第4条** 報酬の支給は、第2条に定める勤務実態により毎月25日に支給する。

- 支給日が日曜日、休日又は土曜日のときは、繰り下げて支給する。
- 賞与の支給がある場合は原則、職員と同じ支給日とする。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年7月1日から施行する。